(二)　事業施行地域内農用地における農地中間管理権の存続期間又は残存期間が一五年以上であること。（第五〇条の二の一〇及び第五〇条の二の一一関係）

2　都道府県又は市町村が徴収する機構関連事業に係る特別徴収金の額は、土地改良法第九一条の二第三項の規定に基づき算定した額とすることとした。（第五四条の三第三項関係）

3　国営土地改良事業によって造成された土地改良施設の管理受託者が他目的使用、改築等をする場合の承認申請等に係る都道府県知事の経由事務を廃止することとした。（第六九条関係）

二　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

機構関連事業に係る区域内の土地については、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであり、かつ、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものに限り、農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地とすることとした。（第八条関係）

三　施行期日

この政令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年九月二五日）から施行することとした。

◇公認心理師法の施行期日を定める政令（政令第二四二号）（厚生労働省）

公認心理師法（平成二七年法律第六八号）の施行期日は、平成二九年九月一五日とすることとした。

◇公認心理師法施行令（政令第二四三号）（厚生労働省）

1　公認心理師法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるもの

公認心理師法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であって政令で定めるものを規定することとした。（第一条関係）

2　受験手数料

公認心理師試験の受験手数料の額を、二万八、七〇〇円とすることとした。（第二条関係）

3　変更登録等の手数料

公認心理師登録証の記載事項の変更及び再交付の申請に係る手数料の額を、六、〇〇〇円とすることとした。（第三条関係）

4　登録手数料

公認心理師の登録の申請に係る手数料の額を、七、二〇〇円とすることとした。（第四条関係）

5　施行期日等

(一)　関係法令について所要の改正を行うこととした。（附則第二項～第四項関係）

(二)　この政令は、平成二九年九月一五日から施行することとした。

◇投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とイスラエル国との間の協定（条約第三〇号）（外務省）

この協定は、投資の自由化、促進及び保護のための包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであって、その概要は、次のとおりである。

1　この協定における用語の定義について定める。（第一条関係）

2　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇を与える旨定める。（第二条関係）

3　一方の締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、最恵国待遇を与えること等について定める。（第三条関係）

4　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与える旨定める。（第四条関係）

5　一方の締約国は、裁判所の裁判を受ける権利等に関し、他方の締約国の投資家に対し、内国民待遇又は最恵国待遇を与える旨定める。（第五条関係）

6　いずれの一方の締約国も、自国の領域における他方の締約国の投資家の投資財産又は投資活動に関し、輸出についての要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制することができないこと等について定める。（第六条関係）

7　内国民待遇等の義務が適用されない締約国の措置等について定める。（第八条関係）

8　各締約国は、この協定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす法令等を速やかに公表すること等について定める。（第九条関係）

9　第二条のいかなる規定も、一方の締約国が自国の領域における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等について定める。（第一〇条関係）

10　いずれの締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること、迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うこと、当該締約国の国内法令に定める手続等に従うこと及び影響を受ける投資家が合法性等について司法当局等による審査を受ける権利を有することという要件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならないこと等について定める。（第一一条関係）

11　一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇を与えること等について定める。（第一二条関係）

12　自国の投資家の損害の塡補等を行った締約国又はその指定する機関による当該投資家の権利又は請求権の代位について定める。（第一三条関係）

13　一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家の投資財産に関連する資金の移転が、自由に、かつ、遅滞なく行われることを認めること等について定める。（第一四条関係）

14　いずれの締約国も、自国の安全保障上の重大な利益の保護等のために必要な措置をとることができること等について定める。（第一五条関係）

15　いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合等には、国境を越える資本取引等について制限的な措置を採用し、又は維持することができること等について定める。（第一六条関係）

16　締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることができる旨定める。（第一七条関係）

17　この協定のいかなる規定も、両締約国が当事国である知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものではないこと等について定める。（第一八条関係）

18　この協定のいかなる規定も、租税条約に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではなく、この協定と当該租税条約とが抵触する場合には、当該租税条約が優先すること等について定める。（第一九条関係）

19　一方の締約国は、健康、安全、環境及び労働基準に関する国内法令の緩和等を通じて他方の締約国及び第三国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める旨定める。（第二〇条関係）

20　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものを第三国の者が所有し、又は支配しており、かつ、一定の場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる旨定める。（第二一条関係）

21　この協定のいかなる規定も、両締約国の投資家の投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える締約国の法令、国際協定に基づく義務等に影響を及ぼさない旨定める。（第二二条関係）

22　両締約国間の紛争の解決について定める。（第二三条関係）

23　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争の解決について定める。（第二四条関係）

24　合同委員会を設置する旨定める。（第二六条関係）

25　この協定の発効要件、有効期間等について定める。（第二八条関係）

26　第二条、第三条、第六条及び第七条により課される義務に適合しない両締約国の措置について定める。（附属書Ⅰ及び附属書Ⅱ関係）